

第34回太子町農業委員会総会議事録

令和5年10月

太子町農業委員会

議 事 録

開催日時 令和5年10月23日（月）午後6時00分

開催場所 太子町役場行政棟3階ホール

出席委員 農業委員（13名）

- | | | |
|-------|----|-----|
| 1番委員 | 赤松 | 光男 |
| 2番委員 | 前田 | 俊春 |
| 3番委員 | 室井 | 美千博 |
| 4番委員 | 大西 | 正美 |
| 5番委員 | 福西 | 博幸 |
| 6番委員 | 玉田 | 輝和 |
| 7番委員 | 玉田 | 誠 |
| 8番委員 | 大西 | 信司 |
| 9番委員 | 三浦 | 芳郎 |
| 10番委員 | 塚本 | 芳文 |
| 11番委員 | 廣岡 | 仁史 |
| 12番委員 | 松本 | 雅邦 |
| 13番委員 | 杉本 | 泰一 |

農地利用最適化推進委員（7名）

- | | |
|----|----|
| 北川 | 智一 |
| 檜皮 | 由美 |
| 首藤 | 俊彦 |
| 桑名 | 幸夫 |
| 森田 | 孝一 |
| 井上 | 隆光 |
| 朝田 | 登 |

農業委員会事務局職員

- | | |
|------|-------|
| 事務局長 | 三木 隆史 |
| 事務局員 | 横田 大輔 |
| 事務局員 | 坂 和歌子 |

事務局 定刻になりましたので、第34回太子町農業委員会定例総会を開始します。

議長 本日はご多忙のところお集まりいただきまして、ありがとうございます。ただいまの出席委員は、農業委員 13 名、推進委員 7 名です。太子町農業委員会会議規則第 6 条に定められている定足数に達しておりますので、会議は成立していることを宣言します。それでは、これより第 34 回農業委員会総会を開会します。

議 長 議事録署名委員については太子町農業委員会会議規則第 13 条第 2 項の規定により、8 番大西 信司 委員及び 9 番 三浦 芳郎 委員を指名します。

議 長 今月の報告事項は 2 件となります。報告内容につきましては、今月開催しました各地区別農業委員会にて事務局より説明を受けておりますので、本日は割愛します。

議 長 それでは審議事項に入ります。本日の審議案件は、「3 条申請」と「農用地利用集積計画の決定」についての計 2 件となります。

まず、3 条申請について審議します。事務局は説明をお願いします。

事務局 受付番号：256、区域区分：市街化調整区域、申請内容：農地法3条申請（所有権移転）、農地の所在：太子町宮本[REDACTED]、登記地目：田、現況地目：田、面積：750 m²、太子町宮本[REDACTED]、登記地目：田、現況地目：田、面積：1,319 m²、太子町宮本[REDACTED]、登記地目：田、現況地目：田、面積：456 m²、太子町宮本[REDACTED]、登記地目：田、現況地目：田、面積：968 m²、太子町宮本[REDACTED]、登記地目：田、現況地目：田、面積：95 m²、太子町宮本[REDACTED]、登記地目：田、現況地目：田、面積：354 m²、太子町宮本[REDACTED]、登記地目：田、現況地目：田、面積：234 m²、太子町宮本[REDACTED]、登記地目：田、現況地目：田、面積：1,276 m²、太子町宮本[REDACTED]、登記地目：田、現況地目：田、面積：0.96 m²、譲受人：[REDACTED]、譲渡人：[REDACTED]（持分3分の1）、[REDACTED]（持分3分の1）、[REDACTED]（持分3分の1）となっております。

譲受人は姫路市内・太子町内で 22,940 m²の農地を耕作されています。耕作機械については、トラクター3台、田植え機1台、コンバイン2台、籾種自動播種機を所有されています。

また農作業従事日数についても、200 日従事されていることを確認しています。

事務局からの説明は以上となります。

議 長

担当委員は説明をお願いします。

玉田誠委員

事務局から説明がありましたように、全部で 9 筆の農地を■■■■さんが譲受人として申請がありました。

それぞれの■■■につきて、1/3 ずつ■■■■さん、■■■■さん、■■■■さんが持っておられますが、これは相続によるものです。

譲渡人の三人はご兄弟で、■■■■さんが、たつの市に住んでおられます。

最も近傍にお住いの■■■■さんが主に■■■さんと連絡をとって、現在の申請に至っております。

譲受人の■■■■さんについては、農機具の所有についての話がありましたが、トラクターを 3 台所有しており、宮本の地区のなかでも、日常から水稻や野菜を作っておられ、熱心に耕作しておられます。

現状、申請地についても■■■■さんが耕作し、水稻や野菜などを作られたり、適正に管理されておられます。

どこも放棄地になっておらず、一部耕作されていないところに関しては、草刈り等を行い、適正に管理されておられますので、このまま■■■さんに譲渡しをしても、後々、農業としての土地活用は十分にいただけるのではないかと思います。

また、皆さんご承知のことかと思いますが、宮本地区につきましては、圃場整備の実施検討区域になっております。

■■■■さんが所有されている土地の 1 筆にポンプを設置されており、その土地については、整備反対の意思を示されておられます。

今回 9 筆の申請ですが、譲渡人のお三方の全ては、圃場整備に賛成だったため、仮同意を頂いています。

■■■さんに所有権移転した後、引き続き仮同意をいただけるのか、宮本地区自治会長、農区長会長、営農組合組合長とお話に行きましたが、このうちの 3 筆については、今、仮同意を頂いていますが、それは無しにして、現状のまま田んぼとして圃場整備に加わらず、そこで畑をしたいと仰っておられます。

この件で農業委員会の賛同が得られないのであれば、やむを得ないと言われました。

集落営農組合からは、最終的に圃場整備になったときに、残された 3 筆とポンプを作られた田んぼについて、圃場整備を反対されたまま残されて、やがて帰ってくると言われているご子息が困りませんか？と、踏み込んで話をしました。

今回の申請が通ったあかつきには、ご子息が困らないようトラクターをもう 1 台増やして、モアを装着して、最低限、土地の管理をできるようにすると、そこまで言われておられます。

圃場整備と今回の3条申請は別物ですが、そのことを踏まえてご審議いただけたらと思います。

私からの説明は以上です。

議 長 ただいまの、事務局及び担当委員の説明について、質問、意見等ございますか。

松本委員 どこの農地が圃場整備に賛成されているところなのでしょうか。

玉田誠委員 ■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■の6筆です。

大西信二委員 我々、圃場整備の経験者からすれば、■■■■、■■■■の圃場を見れば、譲り渡しても大きな影響はないかと思いますが、■■■■については、圃場整備から外れると、圃場整備の全体的な構想が崩れてしまうのではないかと思います。

例えば、■■■■については、圃場整備に非常に支障を与えるため、それを認めないといった決断、判断を農業委員会でした場合は、■■■■が圃場整備区域に入る。それ以外は譲受人が譲り受ける。

■■■■が外れるなら、全部譲り受けないと言われる意向なのでしょう。

我々の方でも、圃場整備と農業委員会の関係の方で、著しく集落営農に影響する場合は、認めないということが出来るといった規定があったと思います。

私としては■■■■だけ残るとするのは非常に致命的だと思います。

玉田誠委員 そのお話ですが、大西信二委員が言われるように、今回の件に関して、一部を残して後は譲り受けますといったことはなく、10か0か、といった話になっています。

もしこの農業委員会で仮同意を覆して、この田んぼを置いておきたいということが認められなくて、反対された場合については、購入そのものを諦め、全ての田んぼに対して譲り受けることは無しにしますと、どれほど意志が固いか確認はしておりませんが、最初に言われていました。

大西信二委員 私は経験的に言えば、圃場整備に全部入っていただけるのであれば将来的にも良いと思います。地形的に見ても、東南に位置する小さい農地が残るのは差し支えないと思いますが、■■■■は、周りが田のため、そこだけ残るとするのは、圃場整備の事業への悪影響が大きいと思います。

議 長 ほかに質問、意見等ございますか。

杉本委員 圃場整備をするのは、だいたいどの辺りのエリアを指しているのでしょうか。

松本委員 この辺り全てです。

杉本委員 この地図に載っているところ全てですか。

松本委員 その通りです。

大西信二委員からもあったように、 、 の周りには家があります。ですので、これは除外する。ですが、 の周りは全て田んぼなので、圃場整備をしようとしたら難しい。

議 長 大西信二委員が仰っているように、3条の許可申請の判断要素の一つとして、地域の計画に合わない場合は許可出来ないという規定があります。

ところが、地域の方の圃場整備を検討する中で、ここは外しても良いと、地域が仰っているそうです。

圃場整備の検討を行っていく上で問題ないとは言えないですが、地域としては外しても構わないといった判断がありますので、私は許可出来るのではないかと考えています。

大西信二委員が仰っているように、農地を出来るだけ広く圃場整備に参加してもらおうという趣旨、それは法律上でも取り扱う中でも、とても大事なことで、計画上、水路などについても確保しないといけない。そういった特別な対応も必要になってくる恐れも大西信二委員が仰っている通りですが、地域としては、これまでの本人と地域との話合いの中で、そこは外しても良いという判断を今のところいただいていると、聞いています。

地域との整合性については許可の方向にもっていても良いのではないかと考えております。

大西信二委員 基本的な視点に立てば、おかしいということは目に見て分かりますよね。

室井委員 今回の案件について、地域の話し合いの中で問題ないと明確にされているということですか。

事務局 ここの圃場整備を検討しているのは、宮本地区、船代地区、福地地区の営農組合ですが、先程、会長が構わないと仰いましたが、正確には老原と宮本地区との境界の土地である 、 が計画区域から分断されてしまうと、大区画化には大きな支障があるので、 は絶対に仮同意を改めていただきたい。

ただ 、 については、仮同意をいただけても、大きな支障が出ないとは限りませんが、やむを得ないと営農組合としては考えておられま

すので、少なくとも、この2区画の仮同意を得られたのであれば、やむを得ないと考えておられるということが、正確な表現ではないかなと考えています。

大西信二委員 持ち主の方は、おそらく将来の管理のこと、今のままでしたら大変だと思いますが、圃場整備が終われば何の心配もいらない。

おそらく広い田んぼの中の、どこかの1区画になって、何も心配しなくても管理してもらえる。譲渡人の三人は今まで管理を任せていた経緯を考えて、おそらくどちらでもいいといった考えだと思います。

我々農業委員会がこれからの農業、圃場のことを考えてするのであれば、私は許可すべきではないと思います。入ってもらうほうがずっと良いと考えます。

議長 そういった趣旨で今までも農業委員や地域のリーダーである農区長や自治会長と何度かそういった話をさせていただいていますので、何もせずにといったことではありません。

大西信二委員 話をさせていただいているのは分かりますが、我々の地区でも残っているところがあり、我々の経験からすれば、地域も地権者も後悔することになると思います。

松本委員 話が元に戻りますが、農業委員会で3条申請、4条申請、5条申請案件を審議して、許可するか判断していますよね。

今初めて、地域が困る場合や、そういった理由があれば、農業委員会としても反対することが出来ますということがあると言われましたが、農業委員会で判断しようと思ったら、この場で簡単に手をあげられません。

そこまで農業委員会がしないとイケないのでしょうか。

農業委員会は、この譲受人がこれからも田んぼを管理してもらえるかどうかの判断であったり、譲渡人の事情であったりを含めて、今まで賛成、反対としていましたが、その土地自体が圃場整備にかかっていると分かっていますが、そのことに対して農業委員会が判断するというのは非常に難しいと思います。

議長 地域の計画と整合性のない営農の仕方をされるのであれば、それは3条の許可が出来ないといった規定があるのです。

松本委員 その判断をこういったように少し説明を受けただけでこの場で判断するのは非常に難しいのではないかと皆さんに言っています。皆さん手をあげられるのでしょうか。

福西委員 農業委員会の権限として、そこまで判断出来るかといったら非常に難しい。
圃場整備をするなら、されたほうが絶対良いと思います。
良いと決まってはいますが、圃場整備をするという人たちが良いと言っているから、賛成しても良いのではないかなと言っているわけですね。
私自身は決めようとした時には今の話だけでは、判断出来ません。売らなければ、今の持ち主は困るんですよね。今の時点で圃場整備には賛成しているのですよね。売らなければ圃場整備されるのですよね。
後々のことを考えたら、売らずに圃場整備をしてもらったほうが良いのではないかということです。
売りたいのであれば、権利が残っているので売られれば良いと思う。

赤松委員 ただ、この三人は売りたいんですよね。

福西委員 農地として活用するというのが、農業委員会の使命とすれば、圃場整備に賛成されている持ち主が、そのまま賛成されたまま圃場整備に入ってもらって、後々まできちんと使える農地にされて、それで手放すのはその時に考えていただけたらと思うのです。今賛成かどうかと言われると、手をあげるのは難しい。判断が出来ない。本当に約束が出来ますかというところがあります。

室井委員 これはこの場で決めないといけないのでしょうか。

議長 仰っていることは分かりますが、地域が絵を描かれるのだから、どんな区画割にしていくなか、極端に言うと、非農用地設定をどこに置くのか、そういった話合いは地域でされるのだから、そのなかで地域が、ここは外していいといった絵を描かれるのであれば、我々は反対出来ません。そう、私は思います。

松本委員が仰るように、ここで判断出来ないというのは、よく分かるのですが、地域が計画を作られるわけです。

いろんな事情があって地域が話し合っ、絵を描かれる中で、地域が外してもいいと判断をされているというのを前提に、我々は同意が得られるのであれば許可出来ますというのが、私の立場です。

簡単な話ではないことは分かります。いろんな話があって、その条件のなかで地域と本人が話合った中で、地域が決められた中の同意が得られるのであれば、許可しても良いと思います。

大西信二委員 農業委員会の本来の目的というのは、将来に農地を残していくことが目標です。

議 長 大西信二委員が今まで大変ご苦勞されて経験された中では、経験的には、きちんと全て含めてしたほうが、絶対喜ばれるということは、よく分かります。

大西信二委員 そうであれば、もともと譲渡人が賛成されているのであれば私はそれで良いと思います。

大西正美委員 一つは、確かに地元の者は計画をします。ですがあの箇所については、積極的にこうしようといった話ではなく、本当にやむを得ない、仕方がないなどといった感じですね。そういう状態で、地元が計画しているのだからと言ってしまえば、我々は何を審議するのでしょうか。何も審議をすることはないです。そういうことになると思います。また一点は、譲渡人は圃場整備をされた後の田んぼの性格というのをきちんと説明して、理解した上で売られるということでしょうか。もう一点は地元が良いと言っているから、良いといった判断で良いかなと。我々としても、それを良しとした場合の整備の状況はどうなのか、農業委員会の考える地域計画と。地元の考えている地域計画と。今聞いていけば、地元が良いと言っているから、良いのではないかとといった、それに追従する内容なので。といえども、そしたら農業委員会としてのどういった地域計画が作られるのかといえば難しいのですが。こういった意味で難しいなど、二つのことを申し上げました。一つ目の方は、いかがでしょうか。きちんと本人に、圃場整備が出来た後の譲渡人が所有となる田んぼの性格を分かっておられるのでしょうか。

大西信二委員 私の経験からすれば十分理解されていないと思います。我々もそうでした。なかなか理解が難しいです。今の段階で将来図を描いてもらっているかは分かりませんが、バーチャルで入っているわけですから。いろいろ形が整ってきて、最終的にこうなるのかと分かる。譲渡人もそうだと思います。

三浦委員 皆様のご意見をお聞きしていましたが、農業委員会としてこの案件を許可するか否かを判断する材料は、地元が賛成しているか否かが農業委員会の判断かなということです。

今、大西信二委員が仰っているのは、譲渡人の三人が圃場整備をきちんと理解されていないのではないかとといったお話ですが、今回外そうとしている物件も入れて、圃場整備を前面に出すのか、売買を前面に出すのかでは、話が全然違うわけです。

大西信二さんが仰るのは圃場整備を前面にしたら、なぜこの物件だけ外すのかといったことですね。思うのは、今の7筆、8筆の物件は譲受人の■■■■さんが既に耕作されています。今回、名義を変えようという3条申請です。そしたら、今回外してくださいという、希望の部分の物件も入れて、圃場整備をきちんとし

た後にでも売買が出来るではないですか。

大西信二委員 ただ、私たち経験者から言えば、この田んぼを譲受人の■■■さんが持った形で圃場整備がされるのと、この三人が持った形ですとでは、違ってくると思います。最終的な割り振りが変わってくる。

三浦委員 今はこの団地ですが、圃場整備をすれば全然違う場所になる。

廣岡委員 換地というのはなかなか難しいので、申請地がどこにいくのかは分かりません。

三浦委員 要するに形が綺麗になるということですね。

廣岡委員 です、それからのほうが良いのではないかと思いますね。

大西信二委員 換地処分される時に、現在の所有者を中心に換地されますから、今、譲受人の■■■さんが持っている田んぼがどこにいくかは分かりません。

この譲渡人の三人というのははっきりしていますから、おそらく広いところに集まるのではないかと、我々の経験から、そう思います。

だいたい、出来るだけ同じようなところに集積します。ですから、譲受人の■■■さんが今どこに持っておられるか、買われた後の土地であれば、換地の場所が変わってくる。それは事実だと思います。

廣岡委員 これを見れば、換地すると■■■さんの土地は来ないと思いますよ。

大西信二委員 ですから分かりません。

三角の土地の近くを■■■さんが持っておられたら、そこが■■■さんの田んぼかもしれない。

私たちの場合は、こういった例はなかった。多分この方は、もともといらないと、最終的には不換地というかたちで、我々も何件かあります。

その方は、どうぞ圃場整備をしてください。その後、代わりの私の農地はいりません、最後出来た時に、お金でもらいます。というように望む地権者は、何人かおられました。遠くに離れている、この譲渡人の方々と同じような状況だと思っています。

そしたら我々は、その土地がどこにいかうと、どうしようと全体で捉えて、圃場整備出来ましたから。

ですからその人がどこにいかうと、関係がないわけですから、最終的にこれだ

けの面積のお金をもらえるわけです。

新たな所有者も同じ意見であれば良いですが、ここはダメだと言われると、非常に、圃場整備をする者にとっては複雑です。

三浦委員 1区画だけ外しておいて圃場整備をするというのは、いかがなものかということですね。

大西信二委員 今までの人がそうであれば仕方がないと思いますが、今までの人は賛成しているのですから。

福西委員 地元は良いと言っているといわれますが、■■■■の周辺の持っている人たちの田んぼはどんな形で圃場整備をされるわけでしょうか。

大西信二委員 それは分からない。

議 長 玉田誠委員、一つ質問を良いでしょうか。譲受人の■■■■さんがここを残したいという理由は何でしょうか。

玉田誠委員 その件についてですが、先程説明をしましたように、非常に熱心な方で、本当に一生懸命にされている。

土作りという面に対して、ずっと牛糞のたい肥を合成をされていて、特に畑の土は圃場整備では出来ないと。

先程説明しました通り、この田んぼも譲渡人が耕作されて、草は少し多いようですが、小芋を全面的に作られています。

その前はジャガイモなどのイモ類を中心にされ、終わってから水稻にということで、二毛作的なカタチで、ずっと活用されています。

そのため、先程申し上げたように、打込みポンプのように、そこはポンプを入れているから圃場整備出来ないという田んぼが1枚あり、ここの田んぼについては土づくりについて、譲受人が何年もかけて行っています。

譲渡人から預かって耕作されている土地なので、圃場整備によって、土質を変えられてしまうと、それを圃場整備後すぐに元に戻せない。

これは野菜作りをしている者しか分からないだろうという風なことを言われるのです。

上土をはねて、そこの部分に落としてもらえばいいではなかなど言いましたが、そういったことではないという風に仰られて、この田んぼについては、これだけ土作りにかけてきたので、置いておいてもらいたいということです。

議 長 推進委員の皆さんはいかがでしょうか。どういう風にお考えでしょうか。

森田委員 その辺りの譲渡人の事情は分かりませんが、例えばこの辺りが圃場整備が進んでいる。

そして自分も賛成したということですが、早く処分したいというお気持ちのなかで、譲受人が買ってくれると言うのなら、売ろうかといった思いがあるのかもしれない。

それは、私どもは全く分かりません。

だから、圃場整備にかかると、実際にいくらかで買い取るということになります。が、それまでいったい何年かかるのかという風なところも持ち主に作用しているのかなと私は思います。

やはり大分かかりますよね、圃場整備が終わるまでに。

大西信二委員 10 年はかかります。

森田委員 そうですね。

そうであれば、今の間に買い取ってくれる人がいるのであれば、売っておきたいというのが、譲渡人の思いかなという気もするのですが。

大西信二委員 その辺りもそうだと思います。それに近いと思います。

赤松委員 まして相続した土地ですから、早く処分したいという気持ちでしょう。

首藤委員 圃場整備がありきで話が進んでいますが、まだ具体的にどこをどうするか設計図も立ち上がっていない。

そのなかで今、権利を持っておきたくない、田んぼなんて嫌だということで今回の権利移転の話が出ているのかなと気がします。

また既に圃場整備の計画自体が兵庫県の承認を得て進んでいるところであれば、もっともっと具体的なことを推進側から、これはやりますから、間違いなく将来楽になりますよと言えるのですが、まだその段階まで、進んでいないので、理想論はよく分かる中で、説得しにくいなという思いが、私はしています。

福西委員 この案件は 3 条申請として考えた時には、もともと耕作をしてもらっているし、今まで耕作している人が耕作するのだし、譲受人は 22,940 m² の耕作をされているから、農機具もあり、継続的に農業をされることは間違いないということで何も問題ない。

圃場整備が絡んでいますと言われると、圃場整備をする人たちはどう考えて

いるかということしかないわけです。

ここで反対するのか、賛成するのかは。

圃場整備する側が賛成するか分からないのに、我々が賛成する、反対ですとする判断資料が今はないのではないかと。

松本委員 今言われた地元の圃場整備計画のなかで、良いと言われている。

首藤委員 このケースは船代地区、宮本地区、福地地区のなかで、たくさんあります。仮同意ももらえていないところで、ここが仮同意がもらえたら、理想的な整備が出来るというところがたくさんあります。

それと今回のケースと同じではないかなと思います。

福西委員 そうだとしたら、今の所有者は仮同意しているわけですね。

整備側から言えば、今の所有者のままいてもらった方が圃場整備が出来て、農地が有効活用出来ますと言っているわけですね。

首藤委員 だからといってその方が待ってはられない。

福西委員 だから、私たちが判断出来ますか、ということです。

首藤委員 今、絶対に圃場整備して将来は楽になるから10年間我慢しなさいと言い切れない状態にある。

それだけに余計に賛成するも反対するも非常に農業委員会として難しいなと。

福西委員 では、圃場整備の話など聞いていませんか、3条申請案件として判断しますということしか結論の出しようがないなと思います。

圃場整備が絡んだ時に、いらない時にどうやって判断するのでしょうか。

きっと大西さんが言われるように全体の絵を描いた時には弊害になるのは確実ですね、斜めになっているのですから。

首藤委員 ただ、全体の絵がオーソライズされるまで、まだまだ分かっていないわけですから、それが言いにくいです。

議 長 ほかに質問、意見等ございますか。

桑名委員 譲受人は何歳ですか。

議 長 69 歳です。
後継者の男性がおられるようです。

桑名委員 譲受人は土にこだわりを持っておられるということで、それは私もよく分かりますが、後継者の方が相続した時に、圃場整備をした時に何で一緒に圃場整備をしてくれなかったのだろうと思わないでしょうか。
譲受人ほど後継者は土にこだわっていないかもしれませんから、この辺、家族で話をされているのかなと思う。

森田委員 もう一つ、仮同意が得られないということですが、ここ 1 年の間に例えば事業が進まないとか、その辺りは心配ないのでしょうか。

桑名委員 100%するのかどうかも分からないんですよ。

松本委員 はい、まだ県営事業の採択、申請準備中です。

大西信二委員 今のお話を聞いていましたら、宮本地区の圃場整備の推進の方が所有者にこういう状態だから、待つて欲しいというようなことを説得する方が私は一番良いのではないかと思います。
ですから、圃場整備推進の方がここまで入れるほうが良いと分かっているから、この所有者にこういう状態だから今バタバタせずに売却するなら待つて欲しいと、私なら依頼すると思います。
今言われる 10 年先だからどうにかしたいと、どこまで切実にこの所有者が思っておられるのかは分かりませんが。

赤松委員 現実にこの方は耕作されていないわけですから、もし譲受人が、ではもう返しますと言う場合もありますよね。この田んぼはそちらで耕作してくださいと返される場合もありますよね。

議 長 井上委員いかがですか。

井上委員 100%すると分かっているのであれば良いですが、仮に私が相続人であれば売って処分したい気持ちは十分ありますし、税金も払わなければならないし、いろんなことを考えれば、私も今田んぼで困っていますから、よく分かります。
おそらく売りたいのでしょう。
地元にはいないんですよ。それは売りたいと思う。

松本委員 今質問された長女が 80 歳。

井上委員 それは待てないですね。

議 長 朝田委員いかがでしょうか。

朝田委員 井上委員が言われたのと同じような意見になりますが、[REDACTED]のところに対して、何か建物が建っているように見ますが、それはいかがでしょうか。
家が建っていますね。

玉田誠委員 [REDACTED]は大工さんの作業場です。資材置き場です。

大西信二委員 そんなの関係ない。あんな形で残れば、大変ですよ。

朝田委員 民家があつて町道があるでしょう。そこで分断するわけにはいかない。分断して残さないといけない。その 1 画で何町分になるのか。

福西委員 圃場整備の結果がないので、仕様がな。圃場整備が決まっていれば考えなければいけない。今は通常の 3 条案件として審議するしかないと思う。

議 長 ほかに質問、意見等ございますか。

三浦委員 今の圃場整備と 3 条申請を引っ付けて考えるから、ややこしくなるんです。今回のこの案件は圃場整備が先に見えているけれど、事業検討中となっている。3 条申請の要素だけで審議してはどうかと思います。

議 長 それは出来ないのです。先程簡単に申し上げましたが、3 条の許可要件の判断基準として、地域計画と整合性をとらないとダメですよ、そうでないと許可出来ませんよという判断要件があるのです。

それは今までも、どの 3 条申請案件でも入ってしまして、要するに 1 筆だけ 3 条の売買をしている時は地元の同意もきちんともらっているのは、そういった部分も含んでいるわけです。

切り離してしまうということは無理なのです。

やはり皆さん、大西信二委員も仰っているようにきちんとした目標や計画について整合性がないと許可出来ないのです。

営農の仕方についてもそうですし、地域と合わせて水管理を勝手に自分だけ

どうこうというのは出来るわけではないので、地域の営農に合わせた形でやってくれるということを前提として許可をしていますので、それは無理だと思います。

圃場整備と絡めないと仕方がないというのは、今理解していただいたと思います。

その地域に計画があるのだから。

それと圃場整備の計画そのものは、まだまだ出発の段階なので、具体的な話を皆さんにしなさいと絵はまだ全然描けていないわけです。

だからそれをもって、今どうなるかというのは不確定要素がたくさんありますが、問題は地域の計画に大まかにそこは外しても地元は構いませんよという意思表示があるということが一つあるわけですね。

福西委員

そのところを言いたいわけです。意思表示をしている同意書みたいなものはあるのでしょうか。

議長

同意書も何もありません。

同意書があるかどうか私は聞いていません。ただ今後、不確定要素がありながら、地域はここは外しても良いという意向があるということが一つと、譲受人に対して、これからもっと働きかけをして、圃場整備が進んで行く段階で譲受人を説得していくという手段も必要なわけです。それは、これからの時間がかかなりあるなかで、同意をして出来るだけここは参画したほうが良いですよと、参画してくださいねという誘導の仕方は計画されるなかで今からされるわけですから、それを放棄しているわけではないです。

だからそれをしながら、最終的に同意が得られなくても、地元は計画としてはそこは入れなくても良いかなという判断を今の段階でされているのだから、そのところでもう、地域の計画にこの案件がぶつかって問題が起こるということはないのではないかと私は思うわけです。

地元は、ここは含めなくても計画上は進めていけますという判断をされているのであれば、それを、いや、ここまで進めてください、含めてくださいというのは、それは今後地元がどれだけ努力して、説得や話し合いをしていって区域に入ってもらふ努力の余地がこれからあるわけですから、そういう風に考えていただいて、私はこの時点のこの案件では、最初から申し上げていますように許可もやむを得ないと思っています。

松本委員

農業委員会として、今みたいに大西信二さんの意見があったら反対出来るのか、それを聞きたいです。

そういった検討をするのが農業委員会なのか、地元が賛成している、両人が賛

成しているから良いですか、はい、いいですね、ではなく条件は揃っているけれど、農業委員会としての立場として考えた場合におかしいのではないかと提案が出て反対するのも農業委員会の役割ではないかと。

将来的に見て絶対反対だという意見が出て、皆が反対であれば不許可になる、そういうことを討議、審議するということでしょうか。

議 長

ですから今、大西信二委員と同じお考えの方がおられると思います。そうじゃないという考えの方もいらっしゃると思う。

そのそれぞれの意見をもって反対賛成の人がいるわけですから、この案件をどうするか、審議し、採決しているわけです。

だから、大西信二委員の意見は最もらしい話で、私も分かりますし、将来のことを考えるともっと突っ込んで、農業委員会としてダメだと言ったほうが良いのではないかというお考えも、私も分からないわけではありません。

福西委員

ですが、農業委員会として、圃場整備には加わらないのですから、こうしなさいといった意見は出せない。

圃場整備をする人が良いですと言えば、もう良いのではないかと思います。それしか仕方ない。

玉田誠委員

補足説明をさせていただきます。

実際、譲渡人の[]さんに対しては組合長の方から譲受人の方に、極力賛成していただけるようお願い出来ないかといった電話はされています。

ただ説得されることと、土地を手放したいということを天秤にかけた場合は、おそらく土地を手放したいという気持ちが勝つと思います。

ですから何が何でも譲受人が反対するのであれば、私は売りませんというようには絶対言われたいと思います。

それともう一つは、実は私が農業委員をさせていただいてから、同じように圃場整備の計画が進んできたのですが、今は仮同意の段階であって、本同意はもらっていません。

この間に譲受人の件とは別に 2 件、仮同意をいただいている田んぼに対して反対の方が買われているというケースが 2 件あります。

それを譲受人はご存知です。譲受人は、あの人は反対していたのに田んぼを買っているのではないか、というのもあります。

その辺りの判断が難しいのですが、会長が仰ったように、地域としては、今の圃場整備の計画のなかで、お互いの落としどころといいますか、ここは賛成してもらえたら、こことここを残してもやむを得ないでしょうということで落ち着いているのが現状です。

なので、先程も申し上げましたが、譲受人は本当に熱心な農家さんなので、その辺りを鑑みていただけたらと思います。

松本委員 圃場整備計画は分かっているけれど、2件の売買が成立していると聞いていますが、どこの案件でしょうか。

塚本委員 昨年です。[REDACTED]の西側です。

松本委員 圃場整備が計画されているという案が出たというのは、太子町からですか。
審議事項に圃場整備計画がついているということは、皆さん知っているということですが、それは太子町からですか。

議 長 それは皆さん知っておられると思いますよ。
この地域は圃場整備をするというのは知っておられますよね。

松本委員 知ってはいますが具体的には分かりません。それが出てきたのは、昨年なぜ出てこなかったのですか。

首藤委員 昨年も話はありましたよ。

大西信二委員 今言われたような説明がありました。

首藤委員 それを踏まえて現地を見に行きました。

松本委員 その時も地元判断でということですね。

首藤委員 地元の判断もそうですが、農業委員会の地区別農業委員会での検討でも、この持ち主が現在反対派で、そして隣接の農地を購入、権利移動される。
要はもともと反対であった区画が大きくなったということだけになるため、やむを得ないという判断を総会でしました。

議 長 ほかに質問、意見等ございますか。

大西信二委員 よろしいでしょうか。今の採決を保留というかたちには出来ないのでしょうか。
今採決してどうなるかは分かりませんが。

議 長 保留の理由は何でしょうか。

大西信二委員 私が言いましたように、圃場整備を実際にされる地元でこの譲渡人の3名に、圃場整備の後のことを改めて説明されてはどうかと思います。譲渡人には十分理解していただきたい。

議 長 譲渡人は仮同意をされているのですよね。

大西信二委員 はい。そうですが、仮同意されていても譲受人が反対していると言うのだから、こういった形になるから急いで売却するのは待ってもらえないかと、それは実際の圃場整備の実行の方にそういった促しを入れてみてはと思う。

今採決をとって、どちらになっても。またするというのは、大変だと思います。

農業委員会としては、この譲渡人の3名に働きかけるなどの手段を私はとった方が良いと思います。この譲渡人3名は賛成されているのですから。

我々がもしこういったケースがあったら多分そうするでしょう。していたと思います。売った先が反対されたら、描いていた図が変わってしまいます。

それは大変だと思います。良い形になるのは何も問題ないと思いますが。それぐらいの努力は、この圃場整備の推進の方はするべきだろうと思う。実際に自分たちが良い圃場で将来残していきたいなら、それぐらいのことは私はすべきだと思います。

それに対して農業委員が、少し待ってくださいとするのは、何らやぶさかでもない。いきなり結論を出してどうなるか分かりませんが。身動きがとれないようになってしまうと、私は思います。

塚本委員 圃場整備の事業完了まで今から約10年かかる。

大西信二委員 それは最終的に、我々も平成27年からですから。

塚本委員 譲受人はその時、80歳です。その時には息子さんの代になっているのではないのでしょうか。

大西信二委員 息子さんの代とか、そういったことは関係ないです。

福西委員 持ち主としては10年も待てないということです。

塚本委員 譲受人がこのまま3条申請で許可を出しても、譲受人は反対と言っているけれど、息子が34、35歳ぐらいの息子さんがその時代に圃場整備にかかる頃には

息子の代になっていると思います。

大西信二委員 それは我々の経験としてはダメです。

福西委員 圃場整備をされる方が良いと言っているのです、それで良いのではないのでしょうか。判断基準はそれしかない。

檜皮委員 前回、圃場の反対意見のところに、ここを買われてくっつけて、そうすればここは反対なのでここは外しましょうとそういった案が石海地区のなかであった。

ここは同じように考えたら、今全く絵が描けていない場所で、ここは反対の区域の場所です。

安易に言うかもしれませんが、ほかにも田んぼや畑を持っておられたら、その代替といったことも出来ますよね。

圃場整備をする上で、そうすれば他の田んぼをここに持ってきて、反対区域ですということは、地域が考えていくことだと思います。

松本委員 理由が、田んぼではないんです。畑の土だというんです。

檜皮委員 ここは絶対離したくないということなんですね。

松本委員 そうことです。圃場整備であれば換地して移動出来ますが、この土と言われたらどうしようもない。

三浦委員 長年かけて土を作っているのにと、百姓であれば分かる。

桑名委員 69歳で息子さんもそういった思いであれば分かりますが。

松本委員 一度保留にして、圃場整備の委員長と本当に良いのかと確認をして、地元の答弁を聞いた上で判断されてはいかがでしょうか。

議 長 そういったご意見も分かりますので、それは良いですが。
ただ、これからまだ説得して行って、地元がどんな絵を描くのかと。
地元は良いと言っているわけです。

松本委員 説得云々ではなく、地元は本当にこれで良いのでしょうか。

議 長 地元は良いと言っているわけでしょう。

松本委員 本当に良いのでしょうか。圃場整備の考え方を知らないのではないのでしょうか。

大西信二委員 そうですね。困るのは目に見えている。

事務局 事前に玉田誠委員と地元の方が話をしに行こうということで、ここの総会で諮る時に、こういった話になるということが予想されていたので、あえてそれで、地元としての構想にすると決まった上で説明をされていたので、1か月待って保留にしたところで、それが変わるものなのかどうかといった思いです。

議 長 玉田誠委員がずっと入っていただいて、その結果を今ここで報告されたので、それが地元としては外してすることもやむを得ないということを仰っているという報告をもとにお話しており、大西信二委員の話としては、もっと地元と話をし、地元の意向を確認してくださいと、松本委員もそういったお考えなんですね。

大西信二委員 地元はやむを得ないから渋々なんですよ。
それがベストでされているわけではない。

議 長 ですからそれは、やむを得ず地元は譲歩したかもしれませんが、それが今後進めていく中で、強烈にこの人に働きかけて参加してもらうように説明をして理解してもらう努力をしていけばいいのではないのでしょうか。
今ここで、それは含めないと許可出来ないとは言えないでしょう。

大西信二委員 経験的にはこれはダメでしょうね。

杉本委員 この案件については、一つはこの人の年齢が69歳であるということで、土作りに非常にこだわりを持っておられるというのは分かりますが、圃場整備が後に5年、10年どれくらいかかるのかというのが、見通しがあると、そういう部分からすると、いつも健康で80歳までの保障があるかといったら、そこも未知数であり、その辺はやはり圃場整備の役員の方が努力していただいて、同意を得る努力を継続していただく必要があると思います。
そうしないことには、ここで結論を、白黒出せと言われても非常に難しい。
私はそう思います。

福西委員 この案件は譲渡人が高齢なので、早く売りたいということですよね。それが優先なので止めることは出来ない。売りたいって仕方がなくて売るのがだから良いと思う。

大西信二委員の意見には賛同するのですが、圃場整備を推進する地元が良いと言っているのだから、良いのではないかなと、今思っています。

井上委員 立場によって皆、考え方が違うのでそれは仕方がない。

福西委員 持ち主は売りたいって困っているのではないのでしょうか。

赤松委員 相続したところで、三人で分けているのですから。

松本委員 そういうことを言ってしまったら終わりです。平等な条件で、譲渡人と譲受人と農業委員会が入るわけです。歳云々は関係なく、条件が整っているから賛成になる。

福西委員 歳云々ではないですが、10年待てと言っても、きっと待てないわけですから。ですからそこは、やむを得ないと。
譲渡人にも事情がある。そして圃場整備側はそこを抜いてもいいとやむを得ないと判断して。

松本委員 私は農業委員の立場として、地元の了解も得ているのに、専門家や経験者から見たら、反対するほうが良いよと言っているわけですよね。
ですから、農業委員会の立場として、地元は良いと言っているのに反対するという理由はそんなにないと思います。

大西信二委員 皆が賛成していたら、農業委員会はいらない。
地元が賛成しているから良いと言ったら、農業委員会は何だと言われる。
かたちだけかと言われますよ。その通りになればダメですが。
最初に言いましたように、農業委員会は将来の健全な農地を残していくということが、本来の農業委員会の努めではないですか。
賛成、反対、圃場整備など関係なく、その圃場整備が分かっている、反対する土地を売買して、そのまま置いておいて、将来的に地域計画があるが、農業委員として許可して良いのかなという判断を、農業委員会としてくださいという問いかけだったら、それで判断しなくてはならない。

議 長 ほかに質問、意見等ございますか。

委員一同 (質問・意見なし)

議 長 ないようですので、採決に入ります。
賛成の方は挙手願います。

委員一同 (挙手多数)

議 長 賛成多数でございますので、許可すると決定します。
いろいろなご意見があり、農業委員会、農業委員、あるいは推進委員として、本来もっと考えるべきではないかといったご意見もありましたので、この案件については、地元と譲受人の間で、参画していただけるように、努力をしていたきたいと思います。

議 長 続きまして、農用地利用集積計画の決定について審議します。
事務局は説明をお願いします。

事務局 受付番号：265、農用地利用集積計画の策定について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により決定を求めます。太子町長より令和5年10月3日付けで農用地利用集積計画の決定を求められています。

お手元に配布している一覧を集計したところ、申請総数：86筆、56,819.30㎡、権利種別：使用貸借83筆、55,404.30㎡、賃借3筆、1,415㎡、利用権の設定：再設定8筆、5,854㎡、新規78筆、50,965.30㎡、設定期間：3年5筆、4,678㎡、6年7筆、5,318㎡、8年68筆、41,278.30㎡、10年6筆、5,545㎡

以上の計画内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、本計画決定は妥当であると考えます。事務局からの説明は以上となります。

議 長 ただいまの、事務局及び担当委員の説明について、質問、意見等ございますか。

委員一同 (質問・意見なし)

議 長 この案件について、農用地利用集積計画を原案どおり決定することとしてよろしい方は挙手願います。

委員一同 (挙手多数)

議 長

賛成多数でございますので、農用地利用集積計画を原案どおり決定します。
以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項は全て終了しました。
これをもちまして、第 34 回太子町農業委員会総会を閉会します。

終了 午後 7 時 40 分

太子町農業委員会会議規則第 13 条 2 の規定により署名する。

太子町農業委員会

議 長
(会 長)

前田俊泰

議事録署名委員

(8 番大西信司委員)

大西信司

議事録署名委員

(9 番三浦芳郎委員)

三浦芳郎